

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における環境配慮の促進に関する規程

平成18年2月27日

自機規程第 60 号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の業務における環境保全活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）とは、機構の業務が与える環境の負荷を低減することを目的として、機構の環境配慮に関する基本的な方針（以下「環境配慮の方針」という。）を定め、それに基づく環境目的及び目標を掲げ、それを実施し、結果の確認及び分析を行い、必要な是正措置を加えて、継続的に改善を図る仕組みをいう。

(基本方針)

第3条 環境配慮の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 温室効果ガスその他の環境負荷の低減に関する事項
- 二 資源の消費量の削減を含むリデュース、リユース、リサイクルの取組の推進に関する事項
- 三 受注業者等に対する環境保全活動の実践の働き掛けに関する事項
- 四 グリーン調達の実践に関する事項
- 五 環境配慮に関する情報の公開に関する事項
- 六 その他環境保全活動の促進に関する事項

(環境配慮組織)

第4条 機構は、環境保全活動を促進するため、次の各号に掲げる者で構成する環境配慮に関する組織を設置する。

- 一 最高環境責任者
- 二 総括環境責任者
- 三 環境責任者

(最高環境責任者)

第5条 最高環境責任者は、EMSを総合的かつ体系的に推進する。

- 2 最高環境責任者は、機構長をもって充てる。
- 3 最高環境責任者は、次の業務を行う。
 - 一 環境配慮の方針の策定

- 二 EMS全体の評価及び見直し
- 三 EMSの確立，実施，維持及び管理
- 四 環境に関する目的及び目標の策定
- 五 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第9条第1項に定める環境報告書（以下「環境報告書」という。）の承認
- 六 その他EMSに関する重要事項の決定
（総括環境責任者）

第6条 総括環境責任者は，最高環境責任者が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

- 2 総括環境責任者は，次の業務を行う。
 - 一 環境配慮の方針の立案
 - 二 環境に関する目的及び目標の立案
 - 三 EMSの確立，実施，維持及び管理
 - 四 その他最高環境責任者が行うEMSに係る業務の補佐
（環境責任者）

第7条 環境責任者は，各機関の長（岡崎3機関にあっては3所長の互選による代表者）及び事務局長をもって充てる。

- 2 環境責任者は，それぞれ各機関及び事務局に関する次の業務を行う。
 - 一 環境配慮に関する体制の整備
 - 二 EMSの確立，実施，維持及び管理
 - 三 環境関連事故及び緊急事態についての最高環境責任者及び総括環境責任者への報告
 - 四 職員に対する環境配慮の促進に資する研修の実施
 - 五 その他EMSに関する事項の策定
（指示）

第8条 最高環境責任者は，関係法令を遵守し，機構のEMSを円滑に実施する上で必要があると認めるときは，環境責任者へ指示を行うものとする。

（報告）

第9条 職員は，環境に関する法令若しくはこの規程に違反する事実又は違反のおそれがあることを知ったときは，その旨を総括環境責任者又は環境責任者に速やかに報告しなければならない。

- 2 総括環境責任者又は環境責任者は，前項に定める報告を受けた場合は，その事実の有無を調査し，違反が判明した場合には，最高環境責任者にその旨を報告するものとする。
- 3 最高環境責任者は，前項の報告を受けたときは，関係行政機関への報告を含め必要な措置を講ずるものとする。

(環境報告書の作成, 公表等)

第10条 機構は, 環境報告書を事業年度ごとに作成し, 公表するものとする。

2 機構は, 環境報告書の評価及び見直しを行い, その信頼性を高めるように努めるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか, 環境への配慮の促進に関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程は, 平成18年2月27日から施行する。